



栃高体連第 22 号

令和 4 年 4 月 11 日

各 加 盟 校 長 様
各 競 技 専 門 部 長 様
各 地 域 支 部 長 様
定 通 部 長 様
各 競 技 専 門 部 委 員 長 様
各 地 域 支 部 幹 事 及 び 次 期 幹 事 様

栃木県高等学校体育連盟

会長 丸 茂 博

オミクロン株等の変異株による感染拡大に係る当連盟「新型コロナウイルス感染拡大予防
ガイドライン」の対応について (令和 4 年 4 月 11 日時点)

標記の件について、別添写し「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接
触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について(更新)」
(令和 4 (2022) 年 3 月 29 日付け学安第 1012 号)のとおり、県立学校長宛て通知がありました。

つきましては、当連盟ガイドラインの扱いについては、上記通知に示されている療養期間の考
え方に基づき、当連盟主催事業の参加可否判断について、「学校への出席を認めることが可能な状
態であること」を基本的な判断基準として、各関係機関から示される通知内容等を踏まえ、適切
に判断いただきますようお願いいたします。

栃木県高等学校体育連盟事務局

TEL 028-612-5290

FAX 028-612-5291

参考：オミクロン株（BA.1株）における大会参加可否判断について
（令和4年4月6日時点）

以下は、令和4年4月6日時点における県の発信情報に基づくものとなる。その後に内容が変更された場合や、異なる対応方針等が各関係機関から示された場合においては、それらを踏まえ、適切に対応していくこと。

1 検査結果で陽性になった場合の療養期間（＝参加辞退）の日安

(1) 症状がある場合

原則発症日から10日間経過し、かつ症状が軽快後72時間を経過するまで。

(2) 症状がない場合（無症状病原体保有者）

原則陽性と判定された検査の検体採取日から7日間経過するまで。

2 濃厚接触者における療養期間（＝参加辞退）の日安

(1) 感染者との最終接触日から7日間とする（最終接触日を0日として起算）。

(2) 4日目及び5日目の抗原定性検査キット（薬事承認のもの）を用いた検査（自費検査）で陰性を確認した場合は、5日目から解除が可能。

(3) 当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。

(4) 当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

[出典]

- 県民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症） | 栃木県
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/johou.html>
- 新型コロナの検査結果で陽性になった方へ | 栃木県
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/documents/20220203181128.pdf>
- 濃厚接触者の待機期間について | 栃木県
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/kouhou/nokohenko.html>
- 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」となられた方へ | 栃木県
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/kouhou/documents/20220318143422.pdf>